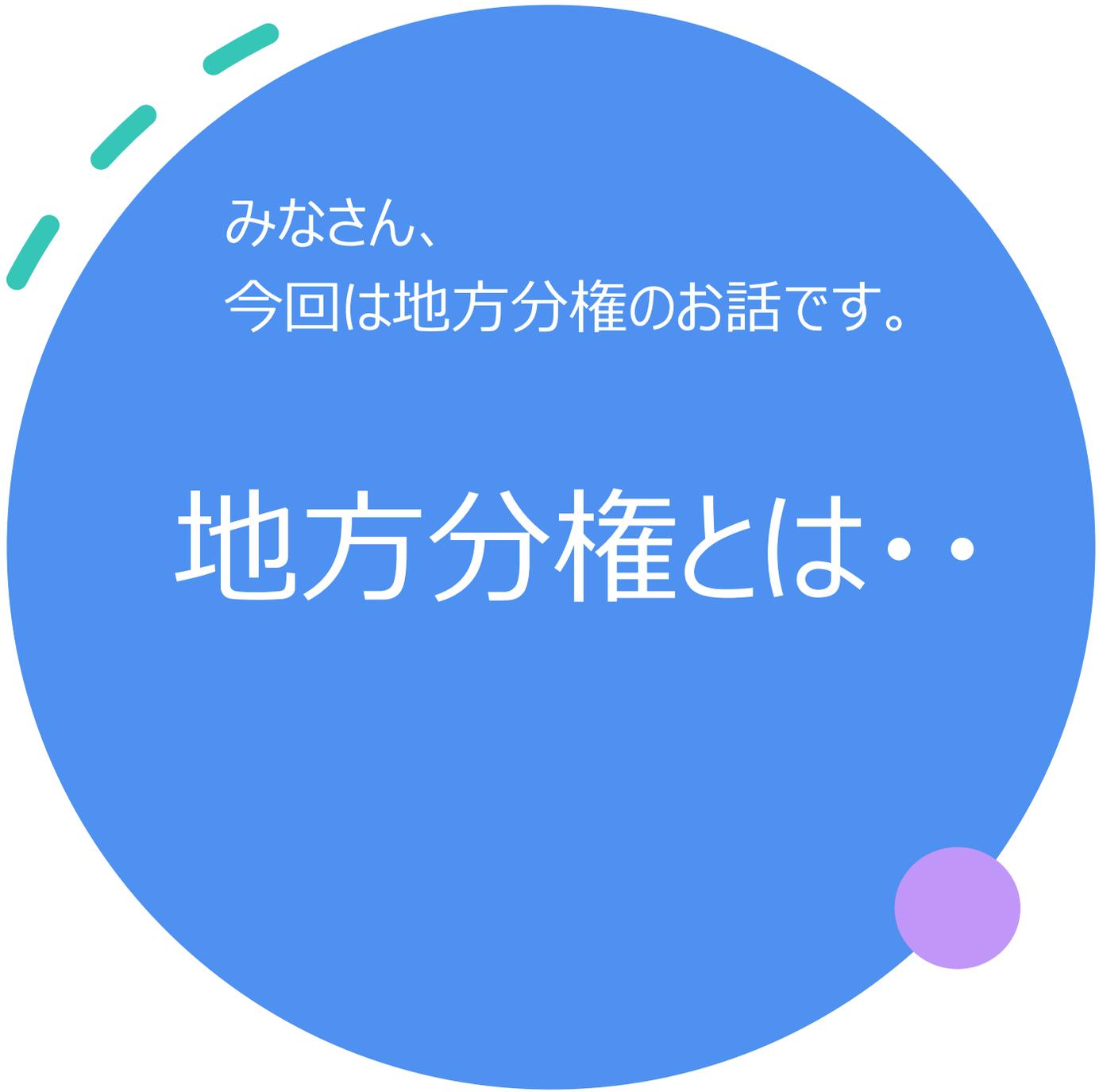




地方自治の雑学

地方分権ってなに？



みなさん、
今回は地方分権のお話です。

地方分権とは・・・

国がもっている
地方に関する決定権や
仕事をするために必要な
お金を市町村と県に移して、
住民に身近な行政サービスを
その地域で決められるように
することです。

地方分権改革

地方分権改革とは、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指す改革です。

画像出展：内閣府

自助・互助・共助・公助・・・課題は可能な限り身近で解決した方が良くなる

第一次地方分権改革

(平成5年6月～)

- 地方分権一括法の制定
- 機関委任事務の廃止
- 国の関与についての明確なルール決定
- 権限を国から都道府県、都道府県から市町村に移譲





何が変わったの？



地方公共団体は国から指示される膨大な事務処理の対応に追われることがなくなり自分たちのことに集中することができるようになりました。

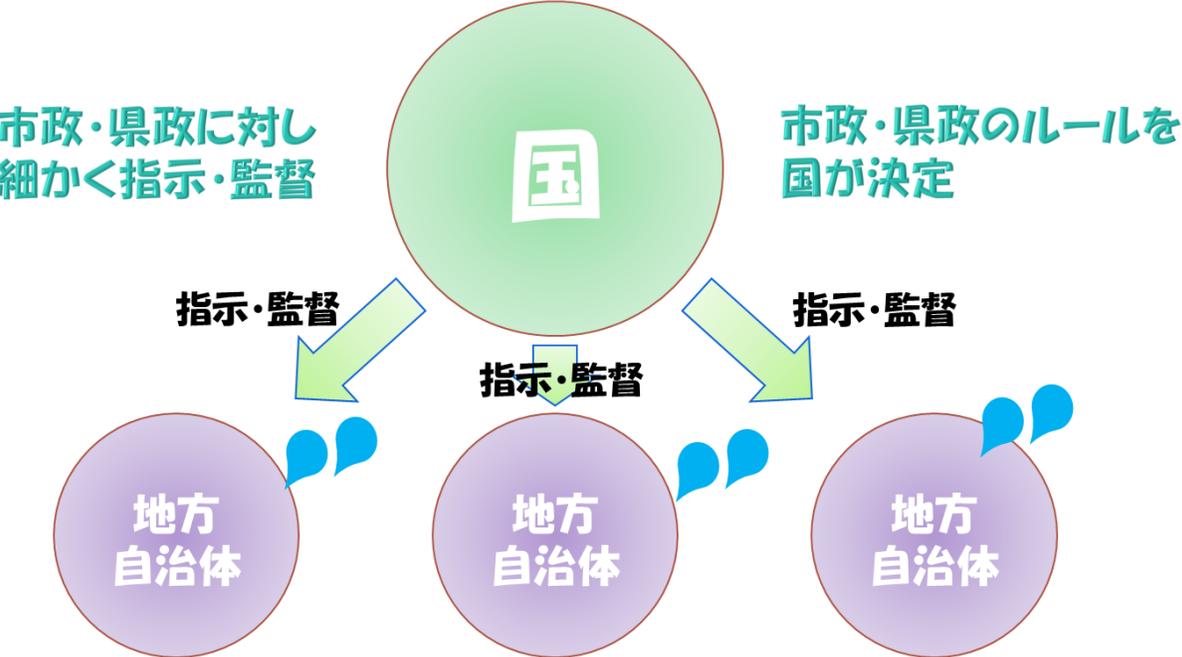


機関委任事務の廃止

* 機関委任事務とは、国が地方公共団体に指示していた強制力のある事務のこと

【廃止前】

国と地方自治体は上司⇔部下のような関係。

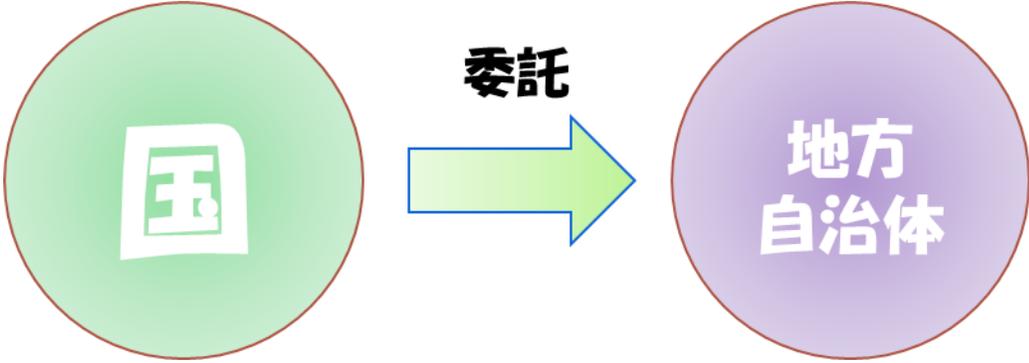


トップダウンの処理に追われる毎日！！

【廃止後】

機関委任事務 ⇒ 法定受託事務

パートナーのような関係。



強制力のある指示から、強制力のない委託に

地方自治体の裁量で処理・対応が可能
⇒余力が生まれ、自分たちのやりたいことに専念

第二次地方分権改革

(平成18年12月～)

- 地方分権改革推進法の制定
- 地方に対する義務の緩和
- 権限の委譲の推進
- 提案募集方式の導入
- 国と地方とが協議する場の整備



何が変わったの？

地方からの提案を国が検討し、
既存の規則（省令など）への変更を図る
提案募集方式が導入され、
地方の現状を国よりも把握できている
地方公共団体がより市民（県民）に
寄り添った住民目線の施策実現が
できるようになりました。

提案募集方式の具体的な成功例として、保育士の配置要件が緩和された事例があります。岐阜県瑞穂市では保育士の人員不足とそれに伴う個人への大きな負担が問題となっていました。「保育所には常に保育士を2人以上配置する」という省令がその一因としてありました。そこで瑞穂市で提案募集方式を利用した結果、朝夕の保育士の配置についての省令改正（保育士以外に子育て支援員を配置しても良いとされた）が行われ、人員不足の解消・1人1人の負担の減少が可能になりました。

* 内閣府の地方分権改革における成果事例集ではこのような成功事例が取り上げられています



事例 03 地方に対する規制緩和

保育の担い手の拡大により、人員不足を解消し、保育士の勤務環境を改善

～保育の時間帯に応じた保育士の配置要件の緩和～

詳しくは
提案募集方式データベース
「26年」
管理番号「204」
で検索
QRコードからアクセスできます



画像出展：内閣府

まとめ

地方自治（行政）において
地方分権が推進されることによって
住民の声（願い）が市（県）政に
反映され住民目線のまちづくりに
つながります。

みなさん一人ひとりの声が届く
そんな政治なら興味がでますよね。





ありがとう
ございました